

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外職員)	(適用除外職員)
第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与条例第27条に規定する扶養親族で給与条例第28条第1項の規定による届出がされている者及び給与等条例第22条に規定する扶養親族で給与等条例第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び人事委員会がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	(3) 職員の扶養親族たる者（給与条例第27条に規定する扶養親族で給与条例第28条第1項の規定による届出がされている者及び給与等条例第22条に規定する扶養親族で給与等条例第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
(4) [略]	(4) [略]
附 則	附 則
1～4 [略]	1～4 [略]
	5 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条第3号中「給与条例第28条第1項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第73号）附則第5項の規定により読み替えられた給与条例第28条第1項」と、「給与等条例第23条第1項」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第74号）附則第5項の規定により読み替えられた給与等条例第23条第1項」とする。
	6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第3号中「給与条例第28条第1項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第73号）附則第6項の規定により読み替えられた給与条例第28条第1項」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。